

## 令和5年8月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年8月10日(木) 午後2時30分～午後4時15分  
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室  
 3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	遠地 美千代	15	正木 卓夫
2	桑原 宏文	9	山本 官	16	岡崎 誠
3	伊与田 真哉	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
6	安藤 久徳	13	土居 忠栄	18	福留 宜彦
7	谷崎 容子	14	清水 優志	19	畠中 温喜

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	8	竹村 光一
2	武井 健治	6	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
4	井上 靖好	10	芝 順子		
5	加用 雅啓	12	伊勢脇 精藏		

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	5	宮地 秀之	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	朝比奈 雅人	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(10件)  
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(3件)  
 第3号議案 非農地証明書の交付について(8件)  
 第4号議案 農用地利用集積計画案について(2件)  
 第5号議案 農用地利用集積計画案(一括方式)について(2件)  
 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更(案)について(2件)

報告事項

その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和5年8月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。  
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号5番 加用 雅啓 委員、議席番号10番 芝 順子 委員、議席番号12番 伊勢脇 精藏 委員の4名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中15名の出席となり、「農業委員会等に関する法律27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、宮地 秀之 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。  
以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号14番 清水 優志 委員、議席番号15番 正木 卓夫 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。なお、3番については正木委員に係る案件ですので、先に3番の審議・採決を行います。

正木委員は退室をお願いいたします。

～～～ 正木委員退室 ～～～

◆議 長（福留会長）

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2～4ページになります。

番号3。土地の表示は、入田字西屋敷 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴50年の79歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴50年の夫の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、耕耘機を所有しているとのこと。申請地は自宅から10分ほどの距離となっております。耕作面積は9アールとなります。

現在、申請地では露地での里芋等の栽培とハウスでの施設野菜の栽培がされており、取得後も同様に露地野菜と施設野菜の栽培を続けていく意向であるため、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「3番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

7月25日に現地確認に行きました。現地を確認したところ、地目は登記簿上は田んぼになっていますが、現状は畑で里芋畑とハウスが建っていました。譲渡人と譲受人の関係は夫婦です。贈与ということですが、特に問題はありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請の3番について、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請の3番につきまして、原案のとおり許可することといたします。

正木委員は入室してください。

~~~~ 正木委員入室 ~~~~

◆議 長（福留会長）

事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

番号1。土地の表示は、西土佐大宮字中深田 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の61歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間180日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴60年の母の2人となっております。母の農作業への従事日数は年間150日となっております。農機具につきましては、トラクター、耕耘機を所有しているとのことです。申請地は自宅から500メートルほどの距離で、耕作面積は69アールとなっております。

また、申請地は現在、水稲や季節野菜を栽培しており、取得後も引き続き水稲や季節野菜を栽培していくとのことで、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

続きまして、番号2。土地の表示は、竹島字中石 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の37歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間100日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴40年の父の2人となっております。父の農作業への従事日数は年間250日となっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバインを所有しているとのことです。申請地は自宅から3分ほどの距離となっております。耕作面積は41アールとなります。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は季節野菜等を栽培する予定にしており、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

続きまして、番号4。土地の表示は、敷地字永田 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の52歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は譲受人と、農作業歴50年父の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から10分ほどの距離となっております。耕作面積は191アールとなります。

申請地は現在、水稲の栽培を行っており、取得後も譲受人と父が水稲の栽培を続けていく意向であるため、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

続きまして、番号5・番号6につきましては、譲受人が同じですので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は敷地字平野代 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴26年の46歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲渡人と、農作業歴50年の父の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から10分ほどの距離となっております。申請地全てを取得した場合の耕作面積は138アールとなります。

申請地は現在、水稲の栽培をしており、取得後も引き続き水稲の栽培をしていくとのことです。周辺の農地に与える影響などはないと思われま

続きまして、番号7・番号8につきましても、譲受人が同じですので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は、敷地字寺ノ前 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記

載のとおりです。譲受人は農作業歴 30 年の 52 歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間 200 日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴 50 年の父の 2 人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを所有しているとのこと。申請地は自宅から 10 分ほどの距離となっております。申請地全てを取得した場合の耕作面積は 233 アールとなります。

申請地は現在、水稻の栽培をしており、取得後も引き続き水稻の栽培をしていくとのことですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

続きまして、番号 9。土地の表示は、平野字上駄場 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 43 年の 63 歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間 150 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラック、管理機を所有しているとのこと。申請地は自宅から 3 分ほどの距離となっております。耕作面積は 19 アールとなります。現在、申請地ではサツマイモ等のイモ類を栽培しており、取得後もイモ類の栽培を続けていくとのことですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

続きまして、番号 10。土地の表示は、入田字平口 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 52 年の 73 歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間 150 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラックを所有しているとのこと。申請地は自宅から 2 分ほどの距離となっております。耕作面積は 21 アールとなります。申請地は現在、一部休耕状態の場所もありますが、取得後は季節野菜を中心に栽培し、柑橘類等の栽培もしていくとのことですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 1 番 篠田委員 (西土佐大宮地区ほか担当)

8 月 5 日に宮地推進委員ならびに譲渡人と現地確認を行いました。中深田 1562 番 3 ならびにソガナロ 2811 番は農地として管理されており、今後も維持されていくことは問題なく行われると思います。また、譲渡人からも連絡があり、譲渡人も今後高知に戻ってくる予定はないとのことなので、そういった関係での問題も起こらないと考えます。以上です。

◆議 長 (福留会長)

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当ある旨の意見をいただいております。

続きまして、「2 番の関係委員をお願いします。」

◇議席番号 19 番 畠中委員（下田地区担当）

先ほど事務局から説明したとおりです。26日に現況の田と、夕方名義人本人と面談をしました。父親が建設業をしていますが、米作りを平行してやっています。それと一緒に手伝いながら、将来的には農業の方に重きを置きたいという気持ちを親子がもっているようです。現況は水田ですが休耕しています。90年地権者が草刈りをして、高齢になっていきますのでそれもかなわなくなって、入口をセメントをうって入りやすいように、草刈りにも不便だということで工事をしてもらっていたが、草も刈れなくなるので買ってくれんろうかという話で売買の話になったようです。本人も父親も将来的に農業に関心を持ってあたって、母親は喫茶店やる。そこでほぼ年間の消費量に見合う米を作っている現況です。問題ないと思います。以上。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。  
続きまして、「4番～8番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 9 番 山本委員（後川地区担当）

7月25日に武井推進委員と譲受人3人と会い、現地確認をし、状況の説明を受けました。3名の申請には共通点があって、何れも現在小作として稲を植えている農地の売買です。よって、周辺環境にも問題が生じることはありません。3名ともに敷地地区の農業の担い手で、今後も継続して稲作栽培を行うということなので、農地法第3条の許可については適当と考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

山本委員から説明がありましたように、7月25日に現地に行きました。譲受人の3人と会いました。説明を受けながら圃場の確認をしました。あの辺りの圃場はきちんと整理された広大な農地で、稲刈り寸前の状態でした。昔から地元を離れた親族の方々の圃場を守り耕作していたということで、離れた各家庭の高齢化現象というようなことも手伝って売買に至ったということです。問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「9番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 19 番 畠中委員（下田地区担当）

現状芋畑になっています。譲渡人・譲受人は昔から親しい親戚付き合いをしているような間柄です。譲渡人は叔母から相続した土地のようですが、本人は百姓をやっていくというようなことはないようで、長年譲受人の方で耕作をして芋を作っていると。現況も入る道が狭いような所ですが、美味しい芋が出来るということで、譲受人が買うというようなことになったようです。周りもずっと芋畑なので、問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨お意見をいただいております。

続きまして、「10 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

7月27日に譲受人に会い、話を聞きました。譲受人は家庭菜園的なものは近くで作っていますが、申請地についても家の近くで少し荒れてはいますが、この方は元気ですので耕作するという事を申しておりました。農機具も持っているので、やると思います。3条については問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページになります。番号1。この申請は、令和4年6月23日付で用途区分の変更（軽微な変更）について申し出があり、県と事前協議を行い、令和5年6月20日付で軽微な変更に関する回答があったため、農振地域整備計画の変更の公告を行っていたものです。土地の表示は、西土佐津賀字ナカダバ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月31日、事務局で現地に向かい、津賀地区担当の岡村委員と宮地推進委員及び申請代

理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、農業用倉庫を建築するものです。場所については、江川崎駅より南へ10kmほどに位置する農地で、北側は私道、東側は道路、南側・西側は農道で隣接農地はありません。雨水については敷地内勾配により横断溝を伝い北側水路へ排水させるため、周辺農地への影響はないものと思われま

す。申請地は、農振農用地区域の農業用施設用地となり、農業用倉庫の設置については転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして、番号2。土地の表示は、西土佐西ケ方字ダバ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月31日、事務局で現地に向かい、西ケ方地区担当の桑原委員と竹村推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、新築住宅を建築するものです。場所については、西ケ方駅より北へ250メートルほどに位置する農地で、北側は宅地、東側は農地、南側は農地と水路、西側は公道ですが、いずれも譲渡人所有の土地となっています。雨水については敷地内に自然浸透させるもの、生活排水については敷地内に埋設している合併浄化槽を経由して、西側の道路側溝へ排水します。このため、周辺農地への影響はないものと思われま

す。申請地は、西ケ方駅から300メートル以内にある農地で、第3種農地となり連用が許可できる土地ということでもあります。

この案件に関連して、除外申出書が提出されており、この除外の決定がなされたあとで5条転用許可となるものです。

番号3。土地の表示は、具同田黒一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。

説明に入る前に、この案件は令和5年6月5日付で農地法第4条許可申請があり、令和5年7月総会で審議したもので、承認の議決を得ていました。同じ申請地において保育所を建築するというものでしたが、申請内容を精査したところ、農地法第5条の規定により許可申請が妥当であると判断できることから、農地法第4条許可申請を取り下げ、改めて農地法第5条許可申請をするものです。

7月27日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請関係者立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。内容につきましては、4条許可申請時と同様ですが、改めて説明させていただきます。この度、保育所を建築するものです。場所については、具同保育所の北側に隣接する農地で、申請地の東側は幅員4メートルの道路、西側は幅員9メートルの道路、南側は宅地、北側は農地ですが、所有者から転用についての同意を得ています。生活雑排水は合併浄化槽を設置し東側および西側の既設側溝へ排水し、雨水についても東側および西側の既設側溝へ排水するため、周辺農地への影響はないものと思われま

す。申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地と判断されます。以上です。

#### ◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

#### ◇議席番号11番 岡村委員（西土佐津賀地区ほか担当）

7月31日申請人、事務局、推進委員と申請地の現地確認を行いました。現地は水田から農業用倉庫に転用す

るものですが、申請地は三方が道路と水田への進入路で、一方が申請人の宅地となっております。独立した宅地となっております。隣接する農地について影響は全くありません。排水は自宅進入路の側溝へ排水します。周辺農地への支障はありません。以上のことから、問題はないと思います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。  
続きまして、「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号2番 桑原委員 (西土佐西ヶ方地区ほか担当)

竹村推進委員、事務局、申請代理人と現地を確認しました。写真を見ていただくように、既に嵩上げがされており、こちらについては既に申請済み後、今回の届出ということになりました。当日申請人本人も立会いのもとで現地を確認するなかで、問題ないと判断させていただきました。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇竹村委員 (西土佐西ヶ方地区ほか担当)

問題ないと思います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

続きまして、「3番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員 (具同地区担当)

事務局の説明の通りです。保育所を建設する予定ということで、既に整地はされていましたが、地域的には問題ないというところです。以上です。

◆議 長 (福留会長)

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採

決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明いたします。議案書は6～9ページになります。

番号1。土地の表示は安並字楠ノ木谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7月27日に会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット7、8ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成19年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

続きまして、番号2・番号3につきましては、申請者が同じですので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は荒川字楠ノ木 他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7月27日に会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット9ページ～12ページをご覧ください。現地は原野と宅地になっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、楠ノ木1292番外5筆については平成22年時点の航空写真では耕作されていない状態となっており、現在に至ります。また、土居森1003番外2筆については、平成14年時点の航空写真で既に建物が建っており、課税状況も宅地での課税となっていることを確認しています。

以上のことから、楠ノ木番外5筆については、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

また、土居森1003番外2筆については、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

続きまして、番号4。土地の表示は安並字和田、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7月27日に会長と事務局で現地に向かい、東山地区の尾崎委員と宮地推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブ

レット 13、14 ページをご覧ください。現地は雑種地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっており、課税状況についても雑種地での課税であらうことを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われまます。

続きまして、番号 5。土地の表示は川登字丸山、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、大川筋地区担当の伊与田委員と武井推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット 15、16 ページをご覧ください。現況は山林となっています。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に山林化しており、課税状況についても原野での課税であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難土地と思われまます。

続きまして、番号 6。土地の表示は具同字西行近、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット 17、18 ページをご覧ください。現地は原野化している状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われまます。

続きまして、番号 7。土地の表示は具同字西行近、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット 19、20 ページをご覧ください。現地は原野化している状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われまます。

続きまして、番号 8。土地の表示は具同田黒一丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7 月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、お手元のタブレット 21、22 ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点では既に耕作されていない状態となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

7月27日に農業委員関係者ならびに申請関係者と現地確認を行いました。申請の土地については、写真のように50年以上前より耕作不便のため放棄され現在に至っているようです。農地としてこの先復元は困難と思います。以上のことから、非農地証明については適当と考えています。4番も、同じく27日に行いました。申請の土地については、18年頃に山林化しており、その後伐採したものの管理困難にて耕作されておらず、現在に至っているようです。以上のことから、非農地証明については適当と考えています。以上です。

◆議長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「2番・3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

2番ですが、先ほど事務局の説明もありました。7月27日会長、事務局と現地を確認しました。当該地は平成20年頃耕作放棄され10年以上経過しており、用水路は破壊しているような状態でした。農地への復旧は困難と判断しました。3番ですが、昭和52年頃人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障ありません。よって、非農地証明書は適当と判断しました。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局と一緒にには行けませんでした。後日現地に行きました。私も国道56号線を毎日のように通っておりまして、現地の方は常に見ておりますが、これでは農地への復旧は出来ないと思います。

◆議長（福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」お願いします。

◇議席番号3番 伊与田委員（大川筋地区担当）

7月27日に現地調査に行きました。現地は既に山林化しておりまして、申請地の隣にも養蚕をするための桑

畑があったようで、約 50 年前にその隣に桑畑があったそうですが、現地に辿り着くことすら出来ない状態ですので、見た目通り、非農地証明は問題ないです。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などございませんか？

◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)

説明のとおり、原野が森林になり山の頂上の方まで上がって行くのが困難という判断がありまして、現場までは断念しました。非農地証明の申請は、法人の所有権移転の為ということです。以上です。

◆議 長 (福留会長)

続きまして、「6 番～8 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)

6 番と 7 番については、7 月 27 日に事務局と現地を見て、写真にあるように荒廃地のような体をなしております。自然荒廃で 10 年以上経っておりますので、非農地については適当と思います。8 番についても、7 月 27 日に事務局と現地に行きました。駐車場と言いましても、栗が大きくなりすぎて、そのままになっています。昭和 60 年頃から駐車場として利用ということになってはいますが、農地に復元できると状況ではありません。非農地としては適当と思います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

官地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第 3 号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付するこ

といたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案について議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画案について諮問がありましたので説明いたします。議案書は10ページ、農用地利用集積計画書案は11ページになります。

1番について説明いたします。借受人は東山地区でピーマンの栽培を予定している認定新規就農予定者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、タブレットの23ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和5年8月10日から令和21年8月9日までの16年間となっています。

2番について説明いたします。借受人は東山地区でピーマンの栽培を予定している認定新規就農予定者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、タブレットの23ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和5年8月10日から令和21年8月9日までの16年間となっています。以上です。

#### ◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員」お願いします。

#### ◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

7月28日、現地にて本人に会い確認してきました。現地は本年は稲作しておらず、水を張ってたたいた状態でしたが、近々新しいハウスを建てピーマンを植えるそうです。今まで近所のピーマン農家にて数年研修を受けていたようです。問題はないと思います。2番については、現地は稲作をして稲が実っていました。これを刈り次第、新しいハウスを建てピーマンを植えるそうです。今までは近所の違う農家にて数年研修を受けていたようですので、問題はないと思います。以上です。

#### ◆議長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〜〜 農業委員《全員挙手》〜〜

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案（一括方式）について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（一括方式）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は12ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は13ページになります。農地中間管理機構が同時に権利の設定を行う集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、市の集積計画で手続きが完了する仕組みとなっています。

1番について説明いたします。借受人は蕨岡地区で水稻の栽培をしている農事組合法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、タブレットの24ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。使用貸借期間は、令和5年8月10日から令和15年8月9日までの10年間となっています。

2番について説明いたします。借受人は西土佐西ケ方地区で甘藷の栽培を予定している一般法人です。今回の申請は新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、タブレットの25ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃借権の設定です。賃借期間は、令和5年8月10日から令和9年6月7日までの3年10か月となっています。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。  
「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

8月4日午後2時半頃、東推進委員と借受者の代表と会い、申請地の状況確認および聞き取りを行いました。申請地は昨年まで他の人が耕作していましたが、今回農事組合法人に依頼があったそうです。申請地は既に水稻栽培が行われています。借受者としては適格と思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

8月4日に谷崎委員と借受人に会い、話しを聞きました。自分が出来る間は頑張っけてやってきたという話はしていました。現地も見せてもらいましたが、もう少ししたら刈り取るような状態になっていましたので、問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐西ケ方地区ほか担当）

竹村委員と現地を確認して、今回申請地につきましては、一昨年までは水稻を栽培していたところになります。ただ、その当事者がどうしても高齢により作れないということになり、近隣のもう既に集積されているところへ今回集積するという案件になります。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐西ケ方地区ほか担当）

桑原委員と現地を見まして、今説明があったとおりで問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農地利用集積計画案（一括方式）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地利用集積計画案（一括方式）について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農業振興地域整備計画(案)について議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第6号議案、市長より諮問のありました、四万十市農業振興地域整備計画の農用地区域、いわゆる農振農用地の変更案について、説明いたします。農振農用地の変更の際には農業委員会総会に諮ることとなっておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議案書は14ページ、除外土地一覧条については15ページをご覧ください。今回の四万十市農業振興地域整備計画の変更につきましては、農振農用地から除外2件となっております。それでは説明します。

番号1。墓地を建築するための除外です。お手元のタブレット26ページおよび前のスクリーンをご覧ください。除外対象地は、四万十市西土佐江川字室屋3647番2、地目は登記・現況とも畑となっております。当該地は10ha以上の集団農地に含まれず、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地(第2種農地)に該当すると思われます。また、農用地区域から除外および転用についての同意を得ており、転用規模等から周辺農地への影響もないものと思われます。以上のことから、農振法(農業振興地域の整備に関する法律)の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。なお、農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。

続きまして、番号2。こちらも墓地を建築するための除外です。お手元のタブレット27ページおよび前のスクリーンをご覧ください。除外対象地は、四万十市西土佐大宮字井デノウエ2650番、地目は登記・現況とも畑となっております。当該地は過去に土地改良事業が行われているため、第1種農地に該当すると判断できます。ただし、農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当するため、転用が許可できる土地であると考えられます。また、除外後の転用について、近隣住民より同意を得ており、転用規模等から周辺農地への影響もないものと思われます。以上のことから、農振法(農業振興地域の整備に関する法律)の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。なお、農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。以上です。

◆議長(福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。

委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長(福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農業振興地域整備計画(案)について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農業振興地域整備計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（別紙様式5）」を作成しましたので、ご覧ください。ご報告をさせていただきます。

本活動の点検・評価につきましては、国からの通知により総会で皆さんにご意見をお聞きしてホームページ等で公表することとなっております。ただし、今回スケジュールの都合上、事前に会長による専決をさせていただき、その内容について今回報告するため本日資料を配布しておりますので、ご了承ください。

内容についてですが、要点のみの説明とさせていただきます。昨年度目標をたてた結果について記載をしているものです。1ページ目、農業委員会の状況につきましては、現在の人数や高知面積の状況等を記載していますが、これは各自でご覧いただき、細かい説明は省略させていただきたいと思っております。

続いて2ページ目、(1)の農地集積の説明をさせていただきます。①の現状及び課題につきまして、管内の農地面積は2141haであり、これまでの集積の面積235.8haの集積が行われております。続いて、②の目標ですが、令和4年度の新規集積面積の目標は15haとしておりましたが、③の実績のとおり、実際、集積された面積は2haとなっております。

続いて3ページ、(3)の新規参入の促進についてです。新規就農等を含めた方々について記載しており、4ページの③実績になりますが、新規参入経営体は1経営体となっております。

それ以降の項目が細々とありますが、毎年の定型的なものとかが、議案関係の件数や面積を記載したものであるため省略させていただきたいと思っております。簡単ではございますが、報告は以上です。

地域計画の策定に向けた工程表の説明をしたいと思っております。人農地プランとして、中村地域11プラン、西土佐市域5プラン、四万十市は全体で16プランあります。まずは、モデル地区として、「蕨岡地区」「中筋地区」「津大②の地区」を先行して進めていきたいと思っておりますので、それぞれの地域の農業委員の方々にはご協力をお願いします。そこで出た課題等を今後、その他の地区に活かすことができたらと考えております。

取り組む項目についてですが、①～⑤まであります。

①の「協議の場の設置に係る調整」は、「農地の出し手」や「受け手となる担い手」などとの協議を行なえる日程調整を事務局が行います。

②の「出し手・受け手の意向把握」については、アンケートにより、意向把握をする予定ですので、農業委員の皆さんには協力していただくことになるかと思っております。

③の「協議の実施、取りまとめ」については、「農地の出し手」や「受け手となる担い手」、関係機関である「幡多農業振興センター」、「JA」などに集まっていただき、地域における農業の将来の在り方、取組方針などを協議していただくこととなります。その協議には、それぞれの地域の農業委員さんも参加していただき、「農地の出し手」や「受け手となる担い手」から話を聞きだしてもらい、協議をまとめていただきたいと思います。

④の「目標地図の素案作成」については、おおむね10年後の農地利用の姿として「目標地図」を作成することとされており、農地一筆ごとに将来の利用者を特定し明確化することとなっております。タブレットでの入力作業となってくると思っておりますので、事務局だけでは到底入力しきれないため、農業委員の方々にはご協力をお願い

いします。タブレットが4台しかないため、どのように取り組むかは今後検討していきたいと思っております。

⑤の「地域計画のとりまとめ・策定」については、事務局で行い、公表します。

モデル地区の3地区について、9月～10月頃には「協議」を実施し、「出し手・受け手の意向把握」は12月頃までには完了し、「目標地図の素案作成」については令和6年3月頃までに完了するように考えております。「地域計画のとりまとめ・策定」については、四万十市全体の策定を同時期に行うため、令和7年の1月～3月に実施する計画をなっております。

以上、地域計画の策定に向けた工程になりますが、質問はありますでしょうか。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

前回3月に、①～⑤までの大体同じようなことをした気がするが、特別どこが違うんですか。

○事務局

今までは、人・農地プランという名称で法律的に義務がないことでやっていました。今度からは、法律で明記されて地域計画というものに名前が変わりました。一筆一筆ごとの分を、この人の分は将来的にこの人の次の担い手に預けますといったようなことを、一筆一筆きちんとして下さいというような形が法定化されました。これが今まで説明しているような形で、④の目標地図の作成というところで、この土地をこの人に預けますよ、集積しますよということを地図に残しなさいということが法律で明記されました。このことが目標地図ということになります。それを文章化したもの、各地域の課題とか、こういった担い手に集めますとか、そういったものを文章化したものが地域計画というものになりまして、それを来年度7年3月31日までに作ってくださいということが法律で明記されていますので、それに向けた行程表を示して下さいということで上の方から通知が来ますので、今回皆様にお示ししたと。8月ですので、1年半しかないんですけど、1年半の間に最終的には目標地図を作って地域計画を作って、それが出来上がったなら利用権設定の分がなくなって、農地法の分の機構を通じて農地の取扱というようなことに制度上変わっていきますので、この地域計画の策定が必須になっているということになります。これを各地域16プラン作らないといけないので、ただいっぺんにやるとなかなかできませんので、まずはモデル地区ということで蕨岡地区と中筋地区と津大地区を先行してやっていかせていただいて、それである程度目途がつけましたら、他の地域も真似をして作り上げていこうというような工程表になっております。その3地区だけが協議の実施、取りまとめを年度内には完成させようかというような流れになっています。これは計画ですので、なかなかこの通りにはいかないと思いますが、令和7年の3月31日までには作り上げますということになっていますので、農業委員・推進委員のご協力をいただくような形になるとと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

目標地図の素案作成というものがありませんでしたが、一筆一筆を10年後までのを決めるという。

○事務局

概ね10年間くらいを、10年後はこうなっていますよというような、確定ということではないですけど。実際、分からない土地もあると思いますので、そういった場合は、国の方もやり方が軟化してきてまして、未定というような所もかまわないと、全部が埋まらなくてもいいよということにはなっています。決まっている所と未定の所というような所を色分けした地図を作りなさいということになっています。今の現状把握ということで、未定の土地もあぶりだすような形の計画になっていくと思います。ここで一旦計画が出来て、未定の土地もたくさん

あると思います。それを今後どうしていくかということで、その時に色々な通達が来るとと思いますので、それに従って目標地図とか計画の精度をあげていくというような形になると思います。この2年間では大枠を作り上げていくような段階になると思います。

◆議長（福留会長）

最後に、その他委員の皆様から何かございませんか。

無いようですので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和5年8月10日

議長 河田宣彦

署名委員 清水優志

署名委員 正木卓夫